

議案第 4 号

瑞穂町情報公開条例及び瑞穂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の廃止に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町情報公開条例及び瑞穂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(瑞穂町情報公開条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町情報公開条例（平成 12 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

(瑞穂町個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町個人情報保護条例（平成 15 年条例第 3 号）の一部

を次のように改正する。

第2条第9号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町情報公開条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 情報の公開</p> <p>第5条から第10条 略</p> <p>(法人情報の除外)</p> <p>第11条 実施機関は、法人(国、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものについては、これを公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>第12条から第14条 略</p> <p>第3章から第6章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 情報の公開</p> <p>第5条から第10条 略</p> <p>(法人情報の除外)</p> <p>第11条 実施機関は、法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものについては、これを公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>第12条から第14条 略</p> <p>第3章から第6章 略</p>

第2条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>(9)事業者 法人(国、独立行政法人等(<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章から第6章 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>(9)事業者 法人(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章から第6章 略</p>

